

第5章

認知症など支援が必要な人を支える地域づくり

- 1 認知症施策の推進
 - (1) 理解の増進と地域づくりの推進
 - (2) 社会参加支援
 - (3) サービス提供体制の整備
 - (4) 相談体制の整備
 - (5) 認知症への備え、研究等の推進
- 2 虐待防止対策の推進
- 3 権利擁護の推進
 - (1) 成年後見制度等の利用促進
 - (2) 消費者被害の防止

第5章 認知症など支援が必要な人を支える地域づくり

1 認知症施策の推進

(1) 理解の増進と地域づくりの推進

■現状と課題

- 本県の認知症高齢者数は令和2年（2020）にはおよそ6.4～6.7万人、令和12年（2030）にはおよそ7.7～8.6万人になると推計されており、令和7年（2025）以降、65歳以上人口は減少しはじめますが、認知症高齢者数については増加し続けるものと推計されています。
- 認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっている中で、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人ができるだけ住み慣れた地域でよりよく、また、自分らしく生活することができる社会をめざす必要があります。
- 認知症は早期診断・早期対応につなげることが重要であり、そのためには、地域住民に対して認知症についての正しい知識や理解を幅広く普及啓発するとともに、相談窓口についても周知することが必要です。
- 認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していくことが必要であり、そのため、令和2（2020）年度から認知症希望大使を設置し、現在4名が活動しています。また、本人ミーティング^{※1}や認知症ピアサポーター^{※2}による本人・家族支援活動も行っていますが、認知症の正しい理解増進に向けて、今後もさらなる活躍の場の創出・拡大が必要です。
- 認知症サポーターの養成を平成17（2005）年度から開始し、現在153,440人が養成されており、オレンジカフェ^{※3}等、地域での見守り活動の担い手としての役割が期待されていますが、認知症サポーターになった後の活動の場が十分に整備されていません。
- 認知症サポーターが活動する場のひとつとして、オレンジカフェ等の拠点を介して当事者とサポーターをつなぐチームオレンジの設置を促進する必要があります。
- 認知症の人の生活と関連の深い企業等による見守り・支援を推進するため、大分オレンジカンパニー（認知症にやさしい企業・団体）^{※4}の登録を推進していますが、登録から期間が経過している等の理由から、自社がオレンジカンパニーであるという認識が薄れている状況があります。

-
- ※1 本人ミーティング：認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場のこと
 - ※2 認知症ピアサポーター：認知症の本人が同じ症状や悩みを持つ認知症の方と体験を共有し、共に考えることで本人や家族を支える人のこと
 - ※3 オレンジカフェ：認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など誰でも、気軽に集える、認知症について知る、学ぶ、考える場所のこと
 - ※4 大分オレンジカンパニー（認知症にやさしい企業・団体）：認知症サポーターの計画的な社内養成及び継続的なフォローアップ及びその他自主的な取組を実施し、認知症への適切な理解と対応に努める企業等。

認知症本人大使「大分県希望大使」の活動

認知症の普及啓発活動への協力



認知症ピアサポート活動への協力



同じ診断を受けた仲間を元気にしたい

希望大使からのメッセージ

「認知症は怖い病気ではない」

「認知症になっても出来ることはたくさんある」

「いままでと変わりなくふつうに接してほしい」



■ 施策の方向

- 認知症に関する情報を一元的に発信するサイトである、「おおいた認知症情報サイトおれんじ^{*1}」等を通じて、認知症に関する正しい知識や各種相談窓口をわかりやすく周知します。また、「世界アルツハイマーデー・認知症の日（毎年9月21日）」及び「世界アルツハイマー月間・認知症月間（毎年9月）」の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。
- 認知症に関する普及啓発に取り組む「認知症希望大使」を継続して設置します。また、市町村が本人ミーティング等を通じて、本人の意見を把握し、認知症の人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう働きかけます。
- 認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターについて、市町村等と連携しながら、さらなる養成を県内各地で推進し、養成後は認知症サポーターの資質向上のための研修会を開催します。
- オレンジカフェ等を拠点とし、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みであるチームオレンジの各市町村での設置を推進するための研修会を開催します。
- 認知症の人とかかわる機会が多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員向けに認知症サポーター養成講座の開催機会を拡充します。
また、オレンジカンパニー登録団体の活動を支援するため、企業との活動事例の共有や、県・市町村が行っている普及啓発活動の周知を行います。

※1 おおいた認知症情報サイトおれんじ：<https://orange-oita.jp/>

■目標指標

指標名	単位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
オレンジカンパニー登録数	団体	468	542
認知症サポーター養成者数	人	153,440	183,440
認知症ピアサポーター登録数	人	23	35
本人ミーティング開催市町村数	市町村	10	18
施策推進会議等へ認知症本人・家族が参加し意見が反映されている市町村数	市町村	11	18

出典：

- ・オレンジカンパニー登録数：大分県高齢者福祉課調べ
- ・認知症サポーター養成者数：全国キャラバン・メイト連絡協議会の公表値
- ・認知症ピアサポーター登録数：大分県高齢者福祉課調べ
- ・本人ミーティング開催か所数：厚生労働省認知症総合支援事業等実施状況調べ
- ・施策推進会議等へ認知症本人・家族が参加し意見が反映されている市町村：大分県高齢者福祉課調べ

1 認知症施策の推進

(2) 社会参加支援

■現状と課題

- ・ 認知症の人やその家族が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域で見守り支える体制づくりや社会参加支援、生きがいづくりの取組を推進する必要があります。
- ・ 認知症サポーターの養成を平成17（2005）年度から開始し、現在153,440人が養成されており、オレンジカフェ等、地域での見守り活動の担い手としての役割が期待されていますが、認知症サポーターになった後の活動の場が十分に整備されていません。（再掲）
- ・ オレンジカフェは、認知症の人やその家族にとって安心して交流できる場となっており、認知症の人を支えるつながりを支援し認知症の人の社会参加を促すために、その役割が期待されます。
- ・ とくに若年性認知症の人については、職場でその症状や変化に気付くことが多いこと、また、就労や生活費、こどもの教育費等の経済的な問題が大きいため、可能な限り雇用継続が図られることが望まれます。また、相談時に既に職場を退職してしまっている場合が多く、配置転換等の調整を行うなど退職前の早期から支援を開始する必要があることから、その特性や就労について、産業医や事業主に対する理解促進が重要です。
- ・ 認知症高齢者等SOSネットワーク^{*1}を平成22（2010）年度から市町村単位で整備していますが、今後は稼働状況や課題について評価していく必要があります。

■施策の方向

- ・ オレンジカフェについて、引き続き市町村等と連携しカフェ同士の交流を支援する等、更なる充実に向けて取り組みます。さらに、好事例の共有や中核的な役割を担う人材（チームオレンジ・コーディネーター）の養成を通じて、認知症の人の社会参加の支援につながるチームオレンジの各市町村での構築を推進します。
- ・ 若年期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な居場所が確保できるよう、医療、介護、障害、福祉、雇用の関係者のネットワークを強化します。また、若年性認知症支援コーディネーターと連携して、認知症の人に対する支援に携わる者に対し理解促進のための研修を行います。
- ・ 認知症高齢者等SOSネットワークをさらに整備するとともに、広域連携に関する稼働状況や課題についての評価を行い体制の強化を図ります。
- ・ 認知症の人の社会参加を支えるため、市町村における個人賠償責任保険の導入を推進します。

※1 認知症高齢者等SOSネットワーク：高齢者が行方不明になった時に、警察だけでなく、地域の生活関連団体等が捜索に協力して、すみやかに行方不明者を発見保護するしくみ。

■目標指標

指標名	単位	令和5（2023）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
チームオレンジ構築数	市町村	11	18
若年性認知症の雇用受入事業所数	数	2	5

出典：

- ・チームオレンジ構築数：厚生労働省認知症総合支援事業等実施状況調べ
- ・雇用受入事業所数：大分県高齢者福祉課調べ

1 認知症施策の推進

(3) サービス提供体制の整備

■現状と課題

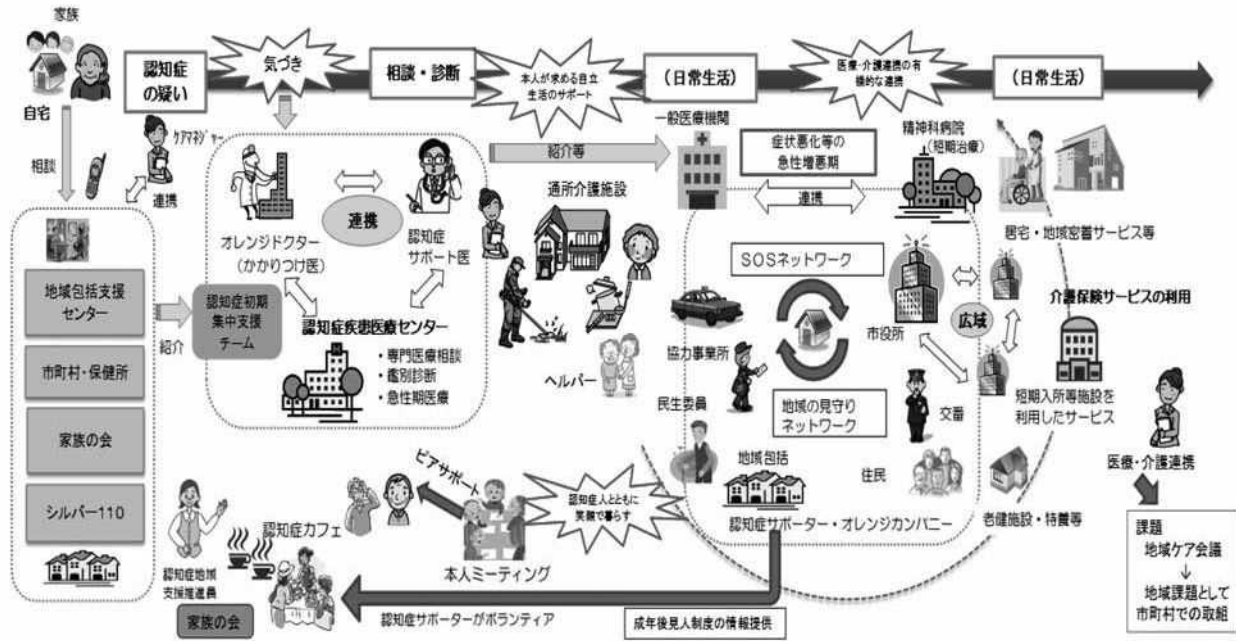
- 早期に認知症の診断を受け、適切に薬物療法や介護サービスを提供する環境を整えることにより、認知症の進行を遅らせ、在宅での生活を長く続けることが可能となります。しかし、認知症の症状が悪化し、徘徊、暴言・暴力などの行動、心理状況（BPSD）等が生じてから医療機関を受診しているケースが見受けられます。認知症高齢者の多くは身体疾患を有することから、認知症の専門医療機関だけでなく、かかりつけ医や急性期病院、また介護サービス事業所等が連携することが大切です。
- 認知症医療に係る地域の拠点として、鑑別診断や急性期、BPSDへの対応等の専門医療を提供する認知症疾患医療センターを県内8か所に設置しています。認知症の人が適時適切な医療・介護が受けられるよう、認知症疾患医療センターを基点に認知症専門医療機関、大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）、認知症サポート医^{*1}、また、認知症地域支援推進員^{*2}、認知症初期集中支援チーム^{*3}、地域包括支援センター、介護サービス事業所等が地域の実情に応じて有機的に連携するための機能の強化が必要です。
- 大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）は、かかりつけ医として認知症の相談に応じ、日常的な診療や専門医への紹介を行っており、最も身近な立場で認知症の人を支える役割があります。また、認知症サポート医は、大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）に対して指導を行うとともに、地域連携の推進役を担っており、今後もその役割が期待されています。
- 認知症初期集中支援チームは、適切な医療・介護サービス等への早期判断・早期対応に向けて支援体制の強化が必要です。
- 入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員は、医療における認知症への対応力を高めるキーパーソンとなることが期待されます。このため、看護職員の認知症対応力を向上させる必要があります。
- 地域の医療機関と日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局には、認知症の早期発見の役割が期待されています。歯科医師や薬剤師が高齢者と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことが求められます。
- 認知症の人がいかなる場面においても、必要な医療及び適切なケアを受けることができるよう、広く一般の医療・介護従事者が、認知症の人や家族を支えるための基本的知識と具体的な対応方法を習得することが求められています。

■ 施策の方向

- 早期の相談・医療受診等を推進するため、認知症に関する相談窓口や医療提供体制に関する情報等について、各関係機関やおおいた認知症情報サイトおれんじ等を通じて周知します。
- 認知症に関わる医療・介護連携のマネジメントを行うために、市町村による認知症情報連携ツールの作成^{*4}を推進します。
- 認知症疾患医療センター連携会議の開催等を通じ、認知症疾患医療センターが拠点となった地域の医療及び介護関係機関の有機的な連携を推進し、認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応の体制を強化します。
- 大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）及び認知症サポート医を対象に、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るための研修会を行います。
- 認知症初期集中支援チームの先進的な活動事例の横展開を行うとともに、チームの質の評価や向上のための方策について検討する場を推進します。
- 認知症の人に対する看護管理者の対応力の向上を図るため、行動・心理症状やせん妄等に関する知識、アセスメント、ケア、院内外の連携等について習得するための研修を引き続き実施します。
- かかりつけ機能に加えて地域の医療機関と日常的に連携する歯科医師や薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修を引き続き実施します。
- 介護サービス従事者の認知症介護の質の向上を図るため、認知症介護指導者養成研修、介護実践リーダー研修、及び介護実践者研修などを引き続き実施します。

-
- ※1 認知症サポート医：大分オレンジドクターに対して指導を行うとともに、地域連携の推進役となる医師。
 - ※2 認知症地域支援推進員：市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくり、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する。
 - ※3 認知症初期集中支援チーム：市町村で組織され、複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
 - ※4 認知症情報連携ツール：認知症の人が医療機関を受診したり、介護サービスを受けたりする際にスムーズな連携ができるよう情報共有の推進を図るために活用される連携シート

[図5-1] 認知症の人の在宅生活を支えるための認知症施策体系



■目標指標

指標名	単位	令和5(2023)年	令和8(2026)年
		基準値	目標値
認知症疾患医療センターにおけるかかりつけ医・地域包括支援センター等との連携件数	件/年	1,843	2,000
認知症初期集中支援チームの介入により医療・介護サービスにつながった人の割合	%	61.0	71.0

出典：

- ・認知症疾患医療センターにおけるかかりつけ医・地域包括支援センター等との連携件数：厚生労働省認知症疾患医療センター事業実施状況調査
- ・認知症初期集中支援チームの介入により医療・介護サービスにつながった人の割合：厚生労働省認知症総合支援事業等実施状況調べ

第5章 認知症など支援が必要な人を支える地域づくり

1 認知症施策の推進

(4) 相談体制の整備

■現状と課題

- ・ 認知症当事者である高齢者や若年性認知症の方、その家族は様々な課題や悩みを抱えており、それぞれに対応した相談窓口の整備に加え、相談しやすい環境を整え、広く周知することが必要です。
- ・ 認知症に関する地域の主な相談窓口には、行政のほか、地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）、認知症疾患医療センターなどがあります。また地域には専門職が関わり認知症に関する相談を気軽にできる場が必要です。
- ・ 認知症の人の家族については地域での生活に向けた支援や思いを共有する場の提供が必要です。
- ・ 認知症地域支援推進員は全ての市町村に配置され、地域の実情に応じて認知症の人を支援する体制づくりが進んでいますが、支援体制の更なる強化のため、認知症地域支援推進員への継続的な支援が必要です。
- ・ 若年性認知症については、支援分野が多岐にわたるため、本人や家族の支援をワンストップで行う専門的な相談窓口が必要です。また相談体制の強化に向けた広域的な支援ネットワークづくりを促進することが必要です。
- ・ 認知症の人同士がお互いの経験を話し合い、悩みを相談することで、前向きな気持ちになれることが期待されます。

■施策の方向

- ・ 認知症に関する情報を一元的に発信するサイト「おおいた認知症情報サイトおれんじ」等を通じて、認知症に関する正しい知識や各種相談窓口をわかりやすく周知します。
- ・ 市町村等によるオレンジカフェ（認知症カフェ）の設置を促進します。
- ・ 認知症の人の家族に対する相談窓口である、「公益社団法人認知症の人と家族の会」が行う電話相談や交流会の開催などを支援します。
- ・ 各市町村の地域の実情に応じて、認知症の人を支援する体制を構築、強化するため、各市町村の認知症地域支援推進員への定期的な情報共有会議の開催や活動事例集の作成等の継続的な支援を行います。
- ・ 若年性認知症の人への切れ目ない支援に向けて、若年性認知症支援コーディネーター配置による相談体制の整備を行うとともに、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター等と連携した広域的な支援ネットワークづくりを促進します。

- ・ 認知症の診断を受けた本人及びその家族に今後の生活に安心感を与えるために認知症ピアサポーターの活動を推進します。

認知症の人と家族に対する相談支援体制

相談窓口	内容
公益社団法人 認知症の人と家族の会 大分県支部 ○電話相談：097-552-6897（相談無料） 10：00～15：00（火～金）	つどい（面談相談） 電話相談 広報誌の発行 認知症への理解を進める啓発事業

若年性認知症に関する相談支援体制

相談窓口	内容
若年性認知症支援コーディネーター ○人員：2名 ○電話相談：097-529-7588（相談無料） 10：00～15：00（火～金） ○相談用フォーム：  https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/0230966525543337348 （随時） ○メールフォーム：jakunen.oita@gmail.com （随時）	受診・診断後のサポート 就労を続けるための支援 各種手続きの窓口へのつなぎ

※その他相談窓口：「おおいた認知症情報サイトおれんじ」の「相談する」（<https://orange-oita.jp/consultations>）に掲載。

1 認知症施策の推進

(5) 認知症への備え、研究等の推進

■現状と課題

- ・ 認知症は誰もがなりうるものであり、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症に関する正しい知識と理解に基づいて認知症への備えとしての取組を推進する必要があります。
- ・ 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。
- ・ いつの段階においても本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されることが重要です。特に認知症の人には意思能力の問題があることから、例えば療養する場所や延命措置など、将来選択を行わなければならない場面が来ることも念頭に、そのあり方について検討するなど、あらかじめ意思決定を支援する対応が求められます。
- ・ 各市町村において認知症ケアパス^{*1}の作成を推進してきましたが、作成したパスを効果的に活用する等の取組が望まれます。

■施策の方向

- ・ 認知症に関する情報を一元的に発信するサイト「おおいた認知症情報サイトおれんじ」等を通じて、認知症に関する正しい知識や各種相談窓口をわかりやすく周知します。（再掲）
- ・ 通いの場における認知症予防プログラムの活用や大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）等による健康相談等による、住民主体の認知症予防の取組を推進します。
- ・ 市町村等を対象とした認知症予防研修会を開催し、認知機能の低下を抑制する取組を推進します。
- ・ 認知症の人の意思決定支援を推進するため、県弁護士会等関係団体と連携し、関係職種を対象とした認知症対応力向上研修等において、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン等を用いた研修を行います。また、広く県民に対して意思決定を行っておくことの重要性を周知します。
- ・ 認知症ケアパスについて、効果的な活用方法を市町村間で情報共有する場を設けることで、適宜点検を行うことを推進します。

※1 認知症ケアパス：発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの

2 虐待防止対策の推進

■現状と課題

- ・ 養護者による高齢者虐待が依然行われている状況にありますが、県民に身近な医療機関や介護サービス事業所については、養護者や家族などと接する機会が多いことから、高齢者虐待や消費者被害の疑いを早期に発見・把握する役割が求められます。

このため、高齢者の虐待防止や権利擁護については、県民全体への普及啓発等の取組が必要です。
- ・ 養介護施設従事者等による虐待防止に向けては、教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を求めることが重要です。

また、令和3（2021）年度介護報酬改定によって令和6（2024）年4月1日から「虐待防止委員会の設置」・「指針の整備」・「研修の定期的な実施」・「担当者の配置」が義務化されることから、虐待防止対策を推進していくことが必要です。
- ・ 虐待対応窓口となる市町村や地域包括支援センター等の関係機関が連携・協力し、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談・指導・助言等を行い、虐待の要因等を分析し、再発防止に向け取組むことが重要です。
- ・ 相談窓口となる市町村や地域包括支援センター等で複雑な家族関係による専門的知識が必要な困難事例があることから、支援体制を充実していくことが必要です。

[表5-2] 高齢者虐待の相談・通報及び虐待件数

区 分		令和2年度	令和3年度
		(2020)	(2021)
養護者による高齢者虐待の対応状況	相談・通報件数	327	318
	虐待件数	174	150
養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況	相談・通報件数	14	23
	虐待件数	0	11

出典：

- ・ 令和2（2020）年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査より（厚生労働省老健局高齢者支援課による調査）
- ・ 令和3（2021）年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査より（厚生労働省老健局高齢者支援課による調査）

■施策の方向

- 虐待発見者の通報業務、成年後見制度^{※1}や福祉サービス利用援助事業等の利用促進について、養護者はもとより各機関・事業所等、県民全体への普及啓発に努めます。
- 養介護施設や介護サービス事業所の従事者、介護施設等の看護職員等を対象とした虐待防止研修等を実施することで、介護サービス事業所における利用者の人権擁護や虐待の防止等に努めます。
- 虐待への対応力向上や関係機関の連携強化を図るため、市町村や地域包括支援センター職員等に対する研修をするとともに、市町村の介護サービス相談員派遣等事業の取組を推進するなど、関係機関が連携・協力し、虐待防止・再発防止に取り組みます。
- 高齢者虐待への対応について、専門スタッフによる相談窓口を設置することに加え、専門的知識が必要な困難事案が発生した際には、市町村の要請に応じて、虐待対応ケース会議に弁護士等専門職を派遣するなど、市町村が適切に対応できるよう支援を行います。

※1 成年後見制度：認知症や精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々が不利益を被らないために家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が選任した成年後見人等がその方々を保護・支援する制度。

成年後見制度には、判断能力が不十分になった後に、申立により家庭裁判所が成年後見人等の選任を行う「法定後見制度」と、判断能力が衰える前からあらかじめ任意後見人になる人などを契約により決めておく「任意後見制度」の2種類がある。

3 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度等の利用促進

■現状と課題

- 成年後見制度は、認知症などにより、判断能力が不十分になった方の財産の管理や日常生活の法律行為の支援等を行う人（成年後見人・補佐人・補助人）を家庭裁判所が選任し、法的に保護する制度です。
本制度の利用者数は年々増加しているものの、支援を必要とする方々の数に対しては十分ではない状況にあります。そのため、平成28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や令和4（2022）年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳ある本人らしい生活を継続することができる体制の整備が求められています。
- 後見人等の担い手には、親族、弁護士等の専門職、市民後見人^{※1}、社会福祉協議会などの法人がいますが、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況に合わせて適切に後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があります。
このうち市民後見人は、地域共生社会の実現のための地域福祉の担い手としても期待されていますが、県内で市民後見人として選任された者の数は多くはないため、市民後見人養成研修等を推進し、その数を増やしていく必要があります。
- なお、判断能力が低下しているものの、契約締結能力を有する方については、成年後見制度と関連する制度として、大分県社会福祉協議会が運営する大分県あんしんサポートセンター^{※2}との契約に基づく支援（日常生活自立支援事業）が実施されています。

[図5-3] 成年後見制度の利用者数の推移 (単位：人)



出典：大分家庭裁判所提供データを加工

- ※1 市民後見人：市町村等が行う専門的な研修を受けた地域の人で、認知症や精神障がいなどで判断能力が不十分になった人を支援するため、家庭裁判所から選任される。市民後見人は、市民感覚を生かしたきめ細かい後見活動ができ、地域における支え合い活動に主体的に参画する人材として期待されている。
- ※2 あんしんサポートセンター：認知症高齢者など判断能力が低下している人に対し、金銭管理や書類の預かり等、日常生活の支援を行うため、平成11（1999）年度から設置しており、県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会に委託して運営している。

■施策の方向

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画等を踏まえ、県民に対する情報提供などにより、成年後見制度の普及に努めるとともに、制度を円滑に利用できるよう、市町村が行う市民後見人の養成、地域連携ネットワークの司令塔となる中核機関の整備等を支援します。
- 市町村と、地域包括支援センターや指定障害者相談支援事業所^{※3}、市町村社会福祉協議会等が連携し、権利擁護支援を必要とする人が尊厳ある本人らしい生活を継続することができるよう権利擁護支援体制の整備を促進します。
- 判断能力が十分でない高齢者等を対象として、大分県あんしんサポートセンターが行う、金銭管理や福祉サービスの利用援助等の日常生活自立支援事業を引き続き推進します。

■目標指標

指 標 名	単 位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
市民後見人養成研修受講人数	人	719	1,004

出典：大分県調べ

※3 指定障害者相談支援事業所：地域の障がいのある人たちに対して、日常生活における相談や様々な支援を行う事業所のこと。具体的には、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画に係る相談対応や作成等により支援を行うもの。

3 権利擁護の推進

(2) 消費者被害の防止

■現状と課題

- ・ 高齢者は悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害のターゲットになりやすく、被害にあっても気づかなかつたり、相談をせずに深刻な被害に至る事態も生じています。
- ・ 消費生活センター等に寄せられる消費生活相談のうち65歳以上の相談件数は、全体の3割前後の割合で推移しています。
- ・ 高齢者や高齢者を見守る立場の方への消費者教育の実施や地域の見守りネットワークの構築など、高齢者の消費者被害防止に向けた支援とともに、早い時期からのライフステージに応じた消費者教育の充実を図る必要があります。

〔図5—4〕消費生活相談件数（全県）



出典：P I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）

[表5-3] 高齢者の相談内容（大分県消費生活・男女共同参画プラザ分）

順位	H30		R1		R2		R3		R4	
1	商品一般※1	162	商品一般	84	商品一般	80	商品一般	82	商品一般	99
2	デジタルコンテンツ※2	88	デジタルコンテンツ	51	デジタルコンテンツ	52	化粧品	53	化粧品	91
3	健康食品※3	60	健康食品	33	健康食品	48	工事・建築	41	健康食品	47
4	工事・建築	45	インターネット通信サービス	30	化粧品	40	健康食品	38	工事・建築	29
5	インターネット通信サービス※4	38	携帯電話※5サービス	29	工事・建築	29	携帯電話サービス	36	携帯電話サービス	29

出典：大分県消費生活・男女共同参画プラザ「消費生活相談の概要」

※1 商品一般：何の代金の請求か分からない場合など、商品（サービス）が特定できないもの

※2 デジタルコンテンツ：インターネットを通じて得られる情報。パソコン、携帯電話、携帯用端末など端末の種類は問わない。（事例）有料動画サイト、SNS、電子書籍、占いサイトなど

※3 健康食品：いわゆる健康食品、ダイエット食品、栄養補助食品、薬事的な効果又はそれと類似の効果をうたって製造、販売される食料品で、それ自体を食するもの

※4 インターネット通信サービス：光回線やプロバイダ契約に関する相談（事例）光回線やプロバイダ契約の電話勧誘があり、料金が安くなると言われ承諾したが、安くならないので解約したい。

※5 携帯電話サービス：携帯電話サービス、PHSサービス、自動車電話等への加入・利用に関するもの

■ 施策の方向

- ・ 住民と身近な市町村の消費生活センターの相談員の資質向上など、消費生活相談体制の充実・強化を促進します。
- ・ 高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町村や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者を見守る人々への啓発活動や情報提供を行うとともに、高齢者を地域みんなで見守る仕組みづくりに努めます。
- ・ 高齢者などの消費者被害を防ぐため、市町村及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築を支援します。
- ・ 高齢者が消費者被害に遭わないよう、サロンや老人クラブ、公民館等へ消費生活啓発講師を派遣する啓発講座の開催とともに、健康や将来への不安につけ込む悪質商法への注意を喚起するなど、高齢者の特性に配慮した啓発活動を行います。
- ・ 高齢者の消費生活の安全を確保するため、消費者基本法や消費者安全法、特定商取引に関する法律等に基づき、必要に応じて消費者への情報提供、関係機関との連絡調整、事業者への勧告・命令等を行います。

■目標指標

指 標 名	単位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
消費生活啓発講座実施回数 (高齢者対象)	回	101	120